

「白石市地域防災計画（改訂版）を策定」



生活環境課交通防災係 ☎22-1452
<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/section/seikatsu/etc/bousai.html>

▲平成26年6月8日、白石市総合防災訓練時の災害対策本部運営訓練（防災センター）

「白石市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市や自主防災組織、防災関係機関などの代表者で構成される「白石市防災会議」が策定しています。

この「白石市地域防災計画」は、市内全域における各種災害に対処するため、次のことを目的としています。

- ① 市や防災関係機関、市民の皆さんが相互に連携すること
- ② 災害予防対策や災害応急対策、災害復旧・復興対策などの防災対策を総合的かつ計画的に推進すること
- ③ 市民の生命や身体、財産を保護すること

本計画は、平成18年3月に策定していますが、平成23年3月に発生した東日本大震災の状況や改正災害対策基本法を踏まえ、突発的な大規模災害への備えと実行力のある体制の構築など、防災に関する各種施策の充実・強化を図るため、本計画の見直しを実施。原子力災害への対応や自主防災組織などによる「地区防災計画」を反映させる仕組みを追加するなど、新たな「白石市地域防災計画（改訂版）」を策定しました。詳しくは市のホームページをご覧ください。

■構成の見直し
 原子力災害対策編を新設し、次のとおり再編しました。



本市は、福島第一原子力発電所から約75km、女川原子力発電所から約85km離れており、約30km圏の「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」には含まれていません。

しかし、東日本大震災の原子力災害では、放射性物質が30キロメートル圏外にも拡散されました。本市にも放射性物質の影響で、土壌などの汚染や住民生活、産業に甚大なる被害をもたらしました。

こうした経過を踏まえて、原子力発電所の事故などによる緊急事態に伴う屋内退避や、避難が必要となったときなどを想定し、災害に対する備えや応急対策、復旧・復興に対する内容を、新たに「原子力災害対策編」に位置づけました。

認のため、平時から自主防災組織や民生委員などの情報共有に努めます。各避難所でも安心して生活ができる環境づくりを推進します。

■主な追加・見直し項目

地区防災計画の反映

地域での防災力を高めるため、自治会や自主防災組織など、一定の地区内の居住者や事業者の自発的な防災活動を促進します。

自治会や自主防災組織などは、互いに意見を出し合いながら、住民・事業者による共同防災訓練の実施や、物資・資材の備蓄など、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を「白石市防災会議」に提案します。「白石市防災会議」が必要と認める場合には、市の「白石市地域防災計画」に「地区防災計画」を定めることができます。

地区防災計画の提案方法などについては、今後、広報しろいしや市のホームページでお知らせしていく予定ですので、皆さんご覧ください。

※地区の防災訓練や物資の備蓄は、自主防災組織運営補助金（毎年度1回、上限2万円を助成）をご利用ください。

■基本方針

地区の防災体制の確立

市民の防災意識を高め、市や防災関係機関と市民が一体となった三者協働の防災対策を推進します。

初動体制の充実・強化

市民の生命や財産を守るため、職員の初動体制を充実・強化します。

要配慮者の支援対策

要配慮者の避難誘導や安否確認

■地域防災計画の位置づけ

